

枝線管きょ設置の流れ

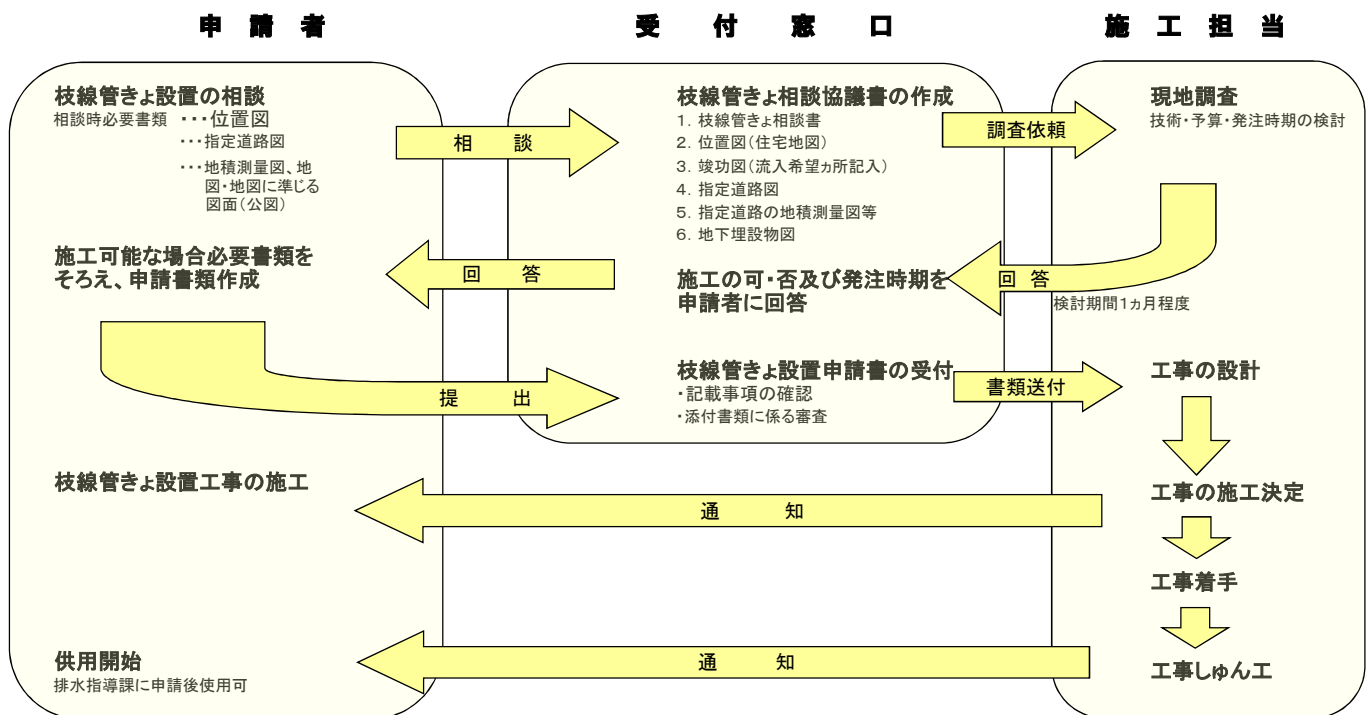
私道における下水道整備について

市が整備する公共下水道は、公道を対象としておりますが、私道に対しても、一定の条件を満たす場合に限り、公共下水道を整備することができます。

枝線管きょ設置要件

道路条件	指定道路（建築基準法第42条に基づく）
道路幅員	現況幅員 2.7m以上
設置要件	土地所有者の使用承諾（印鑑証明書，登記簿謄本添付）
利用戸数	2戸以上の家屋
工事施行	札幌市
維持管理	札幌市
工事費	全額市費

下水道が使用できるまで(相談から工事完了まで)



[相談時に必要な書類]

- ① 位置図（住宅地図等）
- ② 指定道路図（本書もしくは写し）
- ③ 地積測量図、地図・地図に準じる図面（公図）

[申請時に必要な書類]

- ① 枝線管きょ設置申請書
- ② 申請者代表選任届
- ③ 土地所有者の枝線管きょ設置承諾書
- ④ 土地所有者の印鑑証明書（同時期に水道にも申請する場合は原本確認の上、写しでも可）
- ⑤ 土地登記簿謄本（同時期に水道にも申請する場合は原本確認の上、写しでも可）
※ ④・⑤はいずれも発行後3ヶ月以内のもの
- ⑥ 位置図（住宅地図等）
- ⑦ 公共汚水・雨水ます設置等の承諾書
- ⑧ 戸籍謄本（法定相続確認のため、必要に応じて添付）
- ⑨ 排水設備所有者代表選任届及び撤去承諾書（既設排水設備が設置されている場合）
- ⑩ 公共汚水・雨水ます設置希望ヶ所図
- ⑪ 建築確認済証、あるいは受付証明書（分筆、または新築の場合）

●問い合わせ先: 札幌市下水道事業推進部排水指導課窓口調整担当係 (TEL818-3462)